

監査第263号
令和3年9月16日

埼玉県知事 大野元裕様

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間嶋 順一

埼玉県監査委員 荒木 裕介

埼玉県監査委員 小久保 憲一

令和2年度埼玉県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和2年度埼玉県内部統制評価報告書について、埼玉県監査基準に準拠し審査したので、その結果について意見書を提出します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和2年度埼玉県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和2年度埼玉県内部統制評価報告書の審査は、埼玉県知事が作成した内部統制評価報告書について、埼玉県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討し、審査した。

3 審査の実施内容

令和2年度埼玉県内部統制評価報告書について、埼玉県知事から報告を受け、「埼玉県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)」の「監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制評価部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第2 審査の結果

1 審査意見

令和2年度埼玉県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

2 留意又は改善を要する事項

審査において、次のとおり一部に留意又は改善を要する事項が認められた。

(1) 全庁的な内部統制における評価項目等の設定について

評価項目やそれに対応する規定は、全庁的な内部統制の有効性の評価を行うための根幹をなす部分である。必要な評価項目が設定され、また、評価項目に対応する規定についても重要な通知などの記載漏れがないよう、引き続き、関係部局に積極的に働きかけるなど、しっかりと連携して取り組んでいただきたい。

(2) 業務における内部統制での適切なリスクの設定及び自己評価について

リスクの設定にあたり、県収入証紙の紛失等に伴う市中での不正流通のみをリスクとしている事例があったが、県収入証紙は金銭的価値を有するものと考えられ、紛失自体が十

分なリスクである。内部統制制度を形がい化させないため、内部統制の基礎であるリスクの適切な設定及び事故等があった際の適正な評価に取り組んでいただきたい。

(3) 「重大な不備」の評価及び適時の報告について

一般競争入札により契約した案件で、設計額の違算により、契約を解除した事案があったが、自己評価では重大な不備ありとしたものの、内部統制評価部局による評価では不備ありとされた。

内部統制評価部局によると、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)」及び「重大な不備に該当するかの判断基準について(令和3年3月23日総務部長決裁)」に基づき判断したとのことであるが、県の事業進捗や県の損失の有無など県への影響に重点を置いた判断と思われる。

内部統制制度の目的は、県民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されることであり、今後、重大な不備に該当するかの判断にあたっては、県への影響だけでなく、県民への影響も十分に考慮するよう検討していただきたい。

また、内部統制が有効に働くためには、内部統制評価部局に対して不備に関する情報が適時に伝わり、速やかに対応することが重要である。「業務における内部統制実施要領」に基づき必要な報告が適切に行われる体制を構築していただきたい。

なお、本事案については、内部統制評価部局によると損害に関する事業者との協議の結果を踏まえ、その属する年度において改めて評価するとのことである。今後、損害賠償等、事実関係が確定した段階で速やかに評価を行っていただきたい。

(4) 実効性のある内部統制の実現について

内部統制が有効に機能するためには、制度に対する各職員の十分な理解、意識、実践が必要である。

内部統制制度導入の重要性を啓発し、導入初期における取組の温度差などにきめ細かく対応するとともに、実践の過程で把握されるリスク事案等を組織全体で共有するなど、実効性のある内部統制を実現していただきたい。